

名古屋市老人クラブ友愛活動事業の見直しについて（情報提供）

1 趣旨

高齢者が、できる限り「住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けること」をめざす「地域包括ケアシステムづくり」が進められるなか、新地域支援事業など老人クラブには介護予防、日常生活支援活動などに期待が寄せられています。

名古屋市老人クラブ連合会（以下「市老連」）では、これまでも友愛訪問、友愛サロンなどの各種友愛活動に取り組んでまいりましたが、これまでの友愛活動の経験を活かして、地域の諸団体と連携しながら「多様な通いの場」、「多様な生活支援」などの新地域支援事業を推進します。

2 現状と見直しの方向

現在の市老連の友愛訪問活動は、訪問対象者数・訪問件数や、取組単位老人クラブ数・訪問員数等、残念ながらも長期にわたり減少傾向にあります。全国の老人クラブでは地域やクラブ員の実態に応じた安否確認等の見守り活動が進められています。

現在の市老連の友愛訪問は、週一回程度の訪問が原則となっていますが、訪問を望まないケースもあることから、地域巡回型の見守り活動や電話による安否確認など、直接の面会訪問によらない、幅広い見守り活動の推進が望まれています。このため友愛訪問事業実施要綱を改定し、より幅広く友愛訪問（見守り）活動を推進するものです。

また、現在の名古屋市老人クラブ友愛訪問事業実施要綱は、友愛訪問事業のみが対象となっていますが、今後の地域支援事業の推進には、高齢者の孤立化を防止し介護予防につながる「多様な通いの場」としてサロン活動を含めた幅広い友愛活動への取組みが必要となっています。このため、新たにサロン活動推進のための助成制度の創設を図ります。

3 改定の概要

- (1) 友愛訪問活動に加えて友愛サロン活動を新たに加える。ただし、サロン活動は原則として地域の高齢者が自由に参加できるものとする。
- (2) 友愛訪問班及び友愛訪問員を友愛活動班及び友愛活動員に変更する。
- (3) 訪問活動は、月2回程度、訪問対象者を訪問、または単位老人クラブに適した見守り活動等を行うように変更する。
- (4) 月1回以上開催する友愛サロン活動に対する新たな活動助成制度を検討する。サロンの補助要件については別途に定めるものとする。（財源は市補助金のため、予算成立を前提とする。）

(5) 現在の「実施要綱」、「実施要領の運用」、「事務処理様式等」を整理し簡略化を図る。

(6) 改定する「実施要綱」等の施行は平成 28 年 4 月 1 日に施行する。

第 44 回全国老人クラブ大会（平成 27 年 10 月 28・29 日）資料より抜粋
支え合う地域づくり ～新地域支援事業の展開に向けて～

政府は、介護保険制度のなかで「要支援」に認定された対象者に対して、平成 29 年度までに「新地域支援事業」として、介護予防・生活支援サービス事業を各地方自治体の事業として実施することとしました。

現在、全国の各地方自治体は、関係する地域の活動団体などからなる協議体を設置するなどして、地域の実情に応じた「新地域支援事業」への取組み検討が始まっています。

この制度の転換の背景には、団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年に向けた高齢者医療、介護保険制度の財政的な危機があり、制度の持続可能性をいかに高めるかということがあります。例えば、介護保険の 65 歳以上の第 1 号被保険者の標準保険料は、ひと月あたり、全国平均 5,500 円弱ですが、このままですと 2025 年には、8,100 円強となることが推測されています。

要支援の高齢者の方々の支援のニーズは、重いものを運ぶことや電球の取り換え、買い物などの日常の暮らしに関することや、介護や認知症の予防などの健康の維持、地域のなかで孤立せず、豊かに交流して暮らしていくことにあります。

ある研究によりますと、地域のなかで趣味などの交流活動に活発に参加している人の健康寿命（男性 71.19 歳、女性 74.21 歳 2014 年度）は、孤立している方に比べて長くなっているとの結果が報告されています。

今後の超高齢社会の到来に備え、当事者の代表として、地域の各老人クラブの会員が、地域の実情に応じて町内会・自治会や民生委員などと連携して、友愛訪問やサロンなどの多様な通いの場づくりや健康づくり活動に積極的に参画していくことが望まれます。